環自総発第 2610151 号
令和８年 10 月 15 日

公益社団法人　日本獣医師会　会長　殿

環境省自然環境局長
（公　印　省　略）

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 21 条第１項（第 24 条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき、動物取扱業者が遵守すべき飼養管理の方法等の基準を環境省令で定めることとされており、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和３年環境省令第７号。以下「基準省令」という。）が令和３年４月１日に公布、同年６月１日に施行されました。

今般、犬猫以外の哺乳類に係る基準の具体化を図る観点から、当該基準省令の一部を改正する省令が本日公布され、令和９年６月１日より施行されます。改正の内容等は別添のとおりであるので、御了知の上、適切な施行に向けて格段の御配慮をお願いするとともに、地方獣医師会をはじめとする関係団体等への周知をお願い申し上げます。

（添付資料）
- 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（概要）
- 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令